

11月1日から翌年3月31日まで ウナギの採捕禁止!

ニホンウナギ資源の保護を図るため、島根県内水面漁場管理委員会指示により島根県の川や湖において、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの毎年11月1日から翌年3月31日までの間 ※ニホンウナギの採捕が禁止されています。



産卵のために
海に帰ります!

※1 宍道湖並びに大橋川、朝酌川、京橋川、天神川、権太夫川、馬橋川、佐陀川、平田船川、五右衛門川、新建川、忌部川及び斐伊川の一部（宍道湖漁協の漁業権区域内）では **毎年1月1日から3月31日まで**。

※2 神西湖並びに保知石川、十間川、九景川、常楽寺川、姉谷川及び後谷川の一部（神西湖漁協の漁業権区域内）では**毎年12月1日から翌年3月31日まで**。

⚠ 下記の湖沼・河川では各漁協が定めた規則により、採捕期間や方法が制限されている場合がありますのでご注意ください。
神西湖、神戸川、斐伊川、江川、八戸川、周布川、三隅川、高津川

問合せ先：島根県内水面漁場管理委員会事務局（島根県農林水産部水産課内）
〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL:0852-22-5315